

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会
ヒアリング資料

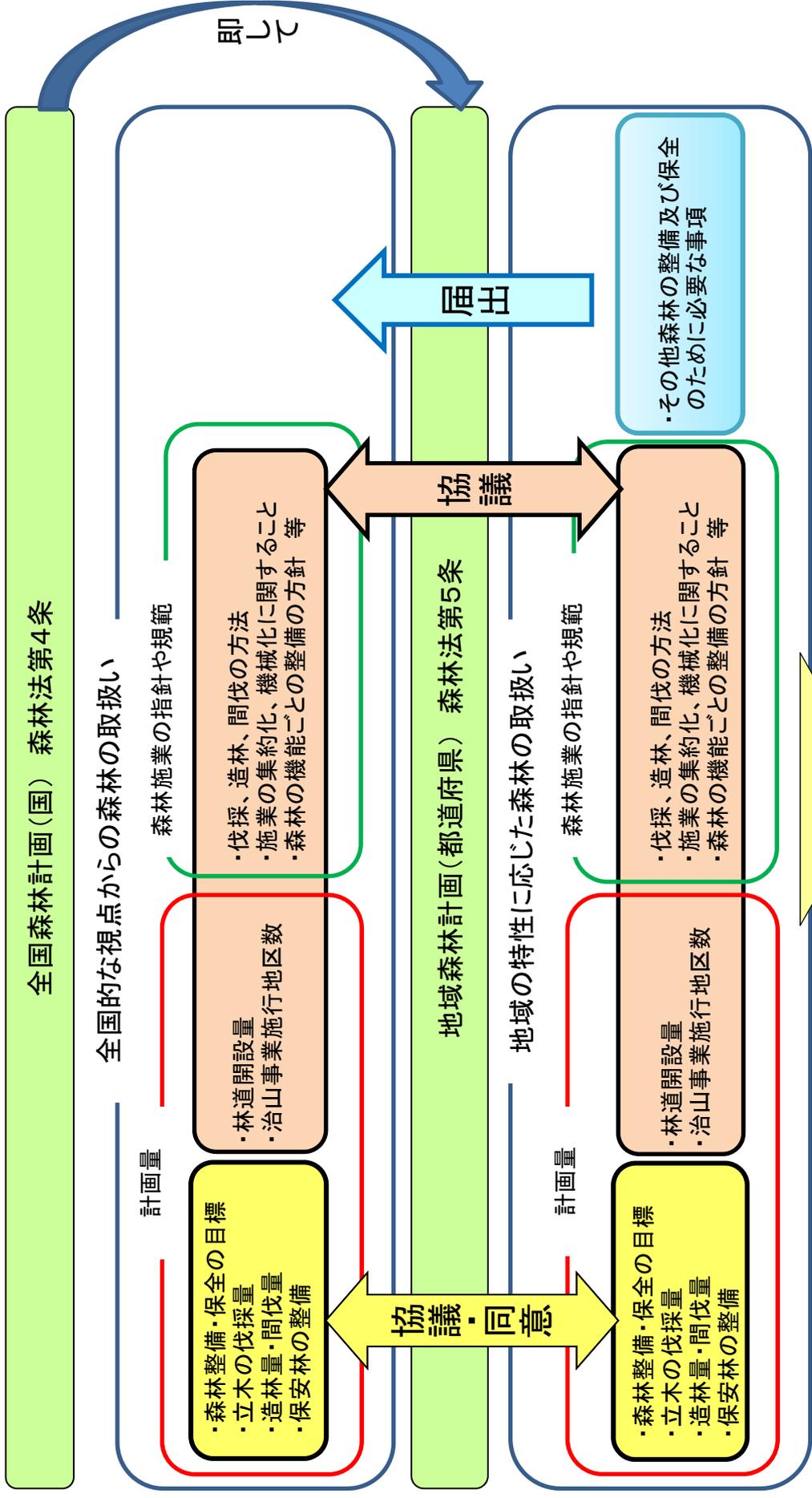
地域森林計画の策定について

林野庁森林整備部計画課

1 森林計画制度の目的と役割

- 森林計画制度は、地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を図るため、国が全国的な視点から全国森林計画において森林の取扱いに係る目標や基本的な考え方を規定し、これに即して、都道府県が地域の実態に応じ地域森林計画において森林の取扱いに係る基準や方法等を具体的に規定するもの
- 森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など、森林の取扱いの根幹に係る計画量について、都道府県が国と協議し国が同意する仕組みにより整合を図り、森林・林業施策の実効性を確保
- また、伐採、造林、間伐の方法等について、都道府県が国と協議する仕組みにより、伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業方法の規律についての全国的な公平性を担保

2 地域森林計画策定のスキーム



3 地域森林計画の国への協議・同意の必要性

①適切な森林の整備・保全を全国的に確保(その1)

- 森林の有する多面的機能の効果は、広域に及ぶとともに、ひとたび失われると回復に長期を要する
- 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進、頻発している自然災害への防備、さらに外国資本による森林買収の懸念といった全国的課題がある中で、未然に無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していくことが必要

■ 過去の森林荒廃と現在の森林状況



滋賀県野洲市(明治44(1911)年)

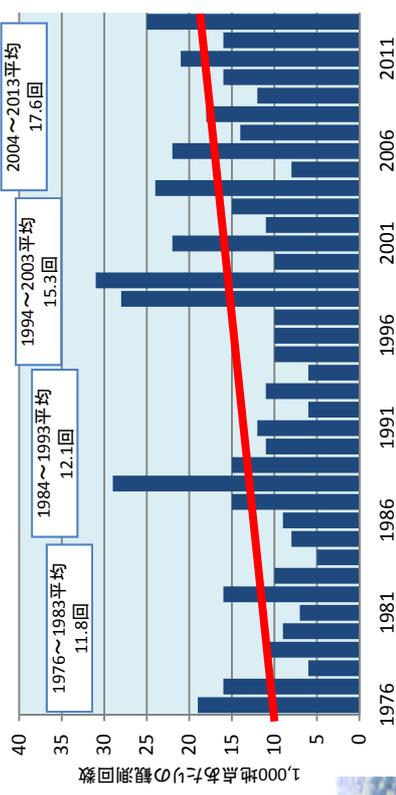
滋賀県野洲市(平成21(2009)年)



計画的な森林の
整備・保全の成果

■ 山地災害の発生リスクの高まり

1時間降水量80mm以上の発生回数(1000地点当たり)



出典: 気象庁HPデータを基に作成

①適切な森林の整備・保全を全国的に確保(その2)

- 全国森林計画では、都道府県の意見を聴いて全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な立木の伐採量や造林量・間伐量等の計画量を定めているところ
- 伐採量と間伐量はおおむね計画量を確保している一方、造林量は計画量を下回っている状況
- 将来にわたって我が国全体の二酸化炭素吸収や林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を確保する上で、適切な伐採及びその跡地への造林を進めることは重要な課題
- このため、森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など森林の取扱いの根幹に係る計画量については、資源計画としての国の全国森林計画との整合性を保つ必要

■ 伐採立木材積等の実績

区分		実行率※1
伐採立木材積	主伐	84%
	間伐	103%
人工造林面積		48%
保安林の指定面積※2		94%

※1 実行率は、前全国森林計画(平成21～36年度の計画量の年平均)に対する実績(平成20～23年度実績の年平均)の割合

※2 保安林の指定面積の実行率は、前全国森林計画の計画面積に対する平成23年度末時点の指定面積の割合

■ 森林の有する多面的機能の発揮

国土の保全 ○土砂災害防止 ○土壌保全	水源のかん養 ○洪水緩和 ○水資源貯留 ○水質浄化
生物多様性の保全 ○野生動物植物種の生育・生息の場 ○森林生態系の保全	地球温暖化の防止 ○二酸化炭素吸収 ○化石燃料代替
林産物の供給 ○木材(建築材、燃料材等) ○食料(きのこ、山菜等)	その他 ・快適環境形成 ・保健・レクリエーション ・文化

○森林の有する公益的機能の貨幣評価額については年間約70兆円※と試算

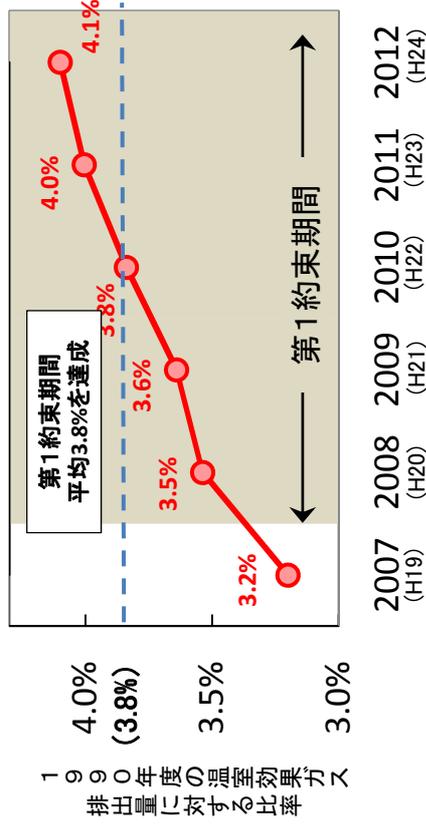
※貨幣評価可能な機能は一部にすぎないこと、機能により評価手法が異なることから、単純に合計することは正確ではないが、参考として示したもの

※日本学術会議管轄「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及びひ同関連付属資料(平成13(2001)年11月)

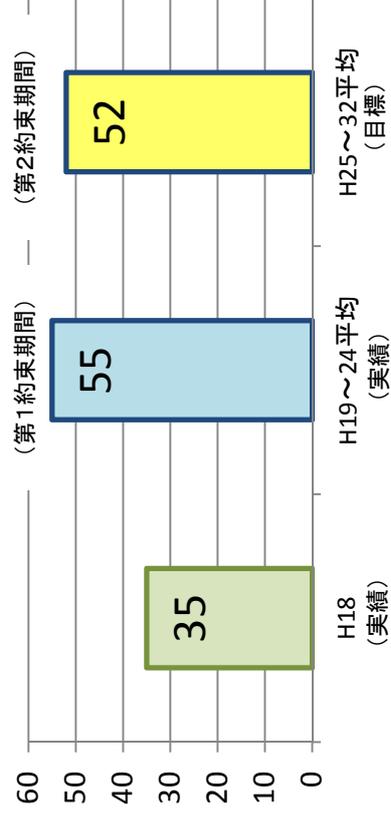
② 日本として国際的に表明した森林吸収源対策の着実な実行を確保

- 地球温暖化対策において、温室効果ガス(CO₂)の吸収源である森林の整備が重要な役割
- 京都議定書第1約束期間(2008～2012年)における我が国の削減約束(1990年比6%減)のうち、3.8%を森林吸収源対策で確保
- 第2約束期間(2013年～2020年)について我が国は、
 ・2020年の削減目標を2005年度総排出量比で3.8%減とするこ
と
 ・このうち2.8%以上を森林吸収源対策で確保すること
を表明(平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した第1回隔年報告書に明記)
- この達成のためには、年平均52万haの間伐等の実施が必要

■ 京都議定書に基づく森林吸収量の推移



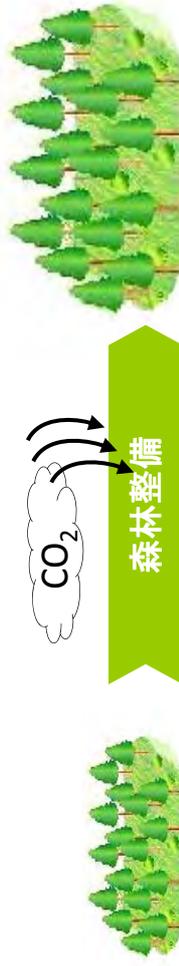
■ 間伐面積の推移



■ 間伐等による森林吸収量の確保

1990年以降に人為活動(「新規・再植林」※1、「森林経営」※2)が行われている森林における吸収量がカウント

→間伐等の森林整備の着実な実行が必要



※1: 1990年時点で森林でなかった土地に植林(我が国では対象地はごくわずか)

※2: 1990年以降に行った間伐等の森林整備